

令和7年度下期広島県若年性認知症施策総合推進事業業務 提案書作成要領

広島県が実施する「令和7年度下期広島県若年性認知症施策総合推進事業業務」（以下「本業務」という。）に関し、公募型プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおりとする。

公募型プロポーザルの参加者は、本業務の公告、公募型プロポーザル説明書及び仕様書を確認の上、この作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

なお、本業務は広島県を2つの地域（東部地域・西部地域）に区分し、2地域について別々に実施する。参加者は、1地域のみでも2地域でも参加可能とするが、2地域に参加する場合は、必要な書類をそれぞれ提出するものとする。

1 企画提案時の提出書類（1地域当たり 各正本1部、副本7部）

- (1) 提案書届出書（様式第5号）
- (2) 提案書（任意様式）
- (3) 見積書（様式第6号）

2 作成要領

(1) 一般事項

ア 用紙は、原則A4判両面使用し、縦置き横書き（横綴じ）とする。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えない。

イ ページ番号は目次を除いて通し番号とする。また、各ページの下部中央に印字する。

ウ 審査の公正を期すため、提案書及び見積書の副本7部には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。また、事業実施体制等には、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。（連携予定の者等についても、特定の企業、団体名がわからないように記載すること。）

(2) 提案書

業務委託仕様書を参照の上、別表の項目ごとに記載内容を明示すること。なお、項目の順序については、変更しても差し支えない。

(3) 見積書

ア 広島県知事宛とすること。

イ 予算額は1地域当たり2,141千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ウ 本業務に係る所要経費をすべて見積もること。また、見積もりの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記入すること。

3 留意事項

- (1) 提出された提案書に基づき、評価基準によって対象地域ごとに評価する。
- (2) 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。
- (3) 見積書の見積額が予算額を上回る場合は、無効とする。

(別表)

項目	記載内容
1 基本方針	○本業務を実施するに当たっての基本的な方針やコンセプト等を記載すること。
2 企画提案	
(1) 広島県若年性認知症支援コーディネーターの配置	○コーディネーターとして配置を予定している者について、本業務に係る保有資格、業務経歴、支援実績等を記載すること。(配置予定者が複数いる場合は、それぞれについて記載すること。) ○コーディネーターに対するバックアップ体制(責任者、人員配置、役割分担等)を記載すること。
(2) 相談支援	○相談方法の整備において、利用者の利便性を考慮して工夫する点を記載すること。 ○相談者に対する支援方針及び相談対応時に重視する点を記載すること。
(3) 若年性認知症自立支援ネットワーク会議	○若年性認知症の人への支援において重要となる分野(行政、医療、福祉、介護、就労等)と連携するに当たっての強みを記載すること。 ○過去3年間(令和4年度～令和6年度)に、行政、医療、福祉、介護、就労等の分野と連携した取組(会議の開催に限らない。)を行った経験があれば記載すること。
(4) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修	○過去3年間(令和4年度～令和6年度)に、認知症の人の支援に携わる者や、企業、地域住民等を対象とした研修会やセミナーを主催または協力した経験があれば記載すること。
(5) 若年性認知症に関する普及啓発	○コーディネーターの周知に係るチラシ、ホームページの作成方針を記載すること。
(6) その他若年性認知症の人への支援に資する業務	○その他、若年性認知症の人への支援に資する積極的な提案や、本業務を実施するに当たってのアピールポイント等を記載すること。
3 実施体制	○履行期間内に実施できる、各業務のスケジュールを記載すること。
4 業務実績	○貴法人の運営理念・方針、主要業務等を記載すること。

※業務委託仕様書を参照すること。